

国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」  
保存管理計画策定委員会

第9回会議

日時 平成25年11月22日（金）  
13時30分～15時30分  
会場 さいたま市中央図書館  
ミーティングルームB

次 第

1 開 会

2 報 告

・国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」保存管理計画策定委員会設置要綱について

・平成24年度群落分布調査報告及び平成25年度土質調査中間報告

・第8回会議の議事録について

4 議 題

「保存管理計画」事務局素案の検討

5 その他

・今後の保存管理計画策定委員会の予定及び事業について

・草焼きについて

6 閉 会

## 保存管理計画策定報告書（本文）の構成

## 1 基本構成

I	保存管理計画策定の経過と目的	1
1	計画策定の目的	1
2	計画策定の経過	2
II	特別天然記念物田島ヶ原サクラソウ自生地の環境	4
1	指定地の位置	4
2	自然環境	5
3	社会的環境	7
4	歴史的環境	8
III	特別天然記念物田島ヶ原サクラソウ自生地の概要	12
1	指定に至る経緯	12
2	指定後の経過	16
IV	調査と保全の取組みの経過	23
1	生物調査	23
2	保全のための調査	24
3	保全と管理の取組み	28
V	特別天然記念物田島ヶ原サクラソウ自生地の現状と課題	32
1	特別天然記念物としての本質的価値	32
2	指定地の現状と課題	33
VI	保存管理計画	53
VI-1	保存管理の理念と方針	53
VI-2	保存管理の方法	54
VI-3	保存管理の体制	58
VI-4	保存管理の環境整備に向けて	59

## VI 保存管理計画の構成

### VI-1 保存管理の理念と方針

- 1 保存管理の理念
- 2 保存管理の基本方針

### VI-2 保存管理の方法

- 1 保存管理の地区区分と取扱い
- 2 サクラソウをはじめとする在来の湿性植物の保全と管理
- 3 湿地環境の保全
- 4 モニタリングの実施
- 5 緩衝帯
- 6 維持・拡充する要素
- 7 付加が必要な要素
- 8 抑制・低減化が必要な要素
- 9 鴨川による浸食と地下水位の低下
- 10 観察路
- 11 制限事項
- 12 管理機能

### VI-3 保存管理の体制

- 1 指定地の管理
- 2 植生の管理
- 3 連絡調整の場の整備

### VI-4 保存管理の環境整備に向けて

- 1 保存管理の環境整備の基本方針
- 2 保存管理の環境整備の進め方

## VI 保存管理計画

### VI-1 保存管理の理念と方針

#### 1 保存管理の理念

国指定特別天然記念物田島ケ原サクラソウ自生地は今日、深刻な存続の危機に見舞われている。乾燥化をはじめとする環境の変化が、深甚な影響を自生地に及ぼし、もはや指定地の範囲内のみでは、その価値の保全は困難となっている。その一方で、生物多様性の保全・継承が人類史的な課題となっている今日、サクラソウをはじめとする湿性草原の植生が保存されている指定地の価値は、一層高まっている。この優れた価値を今日の私たちが享受するのは勿論のこと、将来に継承し、私たちの子孫も等しく享受できるよう、指定地の保存管理に努めることは、私たちの責務である。そのためには、指定地の中で完結した保存体制から、指定地周辺の環境と一体的に保存管理する体制への転換が必要となっている。

以上を踏まえ、国指定特別天然記念物「田島ケ原サクラソウ自生地」の保存管理においては、次の3点を基本理念とする。

- 1) 「田島ケ原サクラソウ自生地」の本質的価値の保全と、未来への継承を第一とする。
- 2) 「田島ケ原サクラソウ自生地」の文化財的価値を普及・啓発し、積極的に活用する。
- 3) 「田島ケ原サクラソウ自生地」とその周辺の一体的な保全と活用を図る。

#### 2 保存管理の基本方針

上記の理念を実現するために、次の3点を保存管理の上での基本方針とする。

- 1) 「田島ケ原サクラソウ自生地」の指定の価値を損なわないよう、指定当時の植生を維持し、将来にわたり保存・継承していくことが最も重要である。植物種の保護、増殖、外来植物・侵入植物の駆除など、湿地としての自生地環境の維持に向けて適切な管理を行う。
- 2) 「田島ケ原サクラソウ自生地」はさいたま市が誇る特別天然記念物であり、貴重な自然資源でもある。自然・環境学習の場としてはもちろんのこと、憩いや、自然とふれあう場として、さらには観光資源として、自生地の保全と調和した活用を積極的に行う。また、都市公園として定着し、かつ治水・利水の場の中にある自生地の保全には、市民の理解と市民との協働もまた不可欠である。指定地の豊かで貴重な植生についてはもちろんのこと、指定地の現状と課題などを積極的に発信し、情報と認識を市民と共有化することに努めつつ、市民との協働の機運の醸成に努める。
- 3) 指定地の周囲への緩衝帯の設定や、植栽樹種による自生地への被陰の解消、氾濫原にふさわしい湿地環境の確保を具体的な課題として検討する。自生地が都市公園機能や治水機能と重複した場に位置していることを踏まえ、自生地保全のために関係管理機関との連携・調和した環境整備を図る。

## VI-2 保存管理の方法

### 1 保存管理の地区区分と取扱い

指定地の特別天然記念物としての価値を保全するために必要な区域を定め、区分別にその取り扱いを設定する。

第VI-1表 取扱区分

取扱区分	地区	範囲	取扱	
厳正保存地区	I地区	I-a	第一次指定地（A～E区）	特別天然記念物としての本質的価値を厳正に保存する地区である。湿地環境を維持し、指定当時の植生を保全するための保存管理を行う。III地区は追加指定が望ましい。
		I-b		
	III地区	第二次指定地に介在する旧村道（未指定）		
保存地区	II地区	第一次指定地中央南観察路	観察路としての使用が継続している地区であり、厳正保存地区に影響を与えない形での機能維持をはかる。IV地区は追加指定が望ましい。	
	IV地区	第一次指定地の観察路（南北観察路、中央北観察路）（未指定）		
緩衝帯	V地区	指定地の周囲（指定地境界からおよそ100m）	指定地の保全に有益な既存の要素は維持・増進、保全のために必要な要素を付加、保全に影響を及ぼす要素を除去・低減化することで、指定地の保全に適合的な周辺環境の創出を図る。	
補完地区	VI地区	補完地（実験圃場）（指定外）	サクラソウの増殖試行を継続する。	

### 2 サクラソウをはじめとする在来の湿性植物の保全と管理

#### 1) 自生地の植生を変化させる植物の駆除・抑制

指定地の植生を破壊する外来植物の駆除を継続的に行う。また、湿地環境に自生しない樹種の樹木は、指定地内に日陰を生じさせ、植生に変化をもたらす可能性が高いことから、幼樹の段階で除去し、既に成木となっている個体についても、計画を定めて除却を進める。

#### 2) 冬枯れした植物遺体の除却

指定地の植生は、夏季におけるオギ・ヨシ等の繁茂と、秋季以降の刈払い等による除却とによって維持されてきた。この冬枯れした植物遺体の除却は、指定地の植生を保全する上で不可欠な行為であり、今後も継続して実施する。その方法としては、刈払いと立ち枯れした状態での焼却、即ち火入れとが採られているが、近年は主に火入れが採用されている。当面、現在の方法を踏襲することとするが、効果や影響を測定・評価した上での確かな実施方法を十分検討し、適正で効果的な方法により実施する必要がある。

### 3 湿地環境の保全

#### 1) 湿地環境復原試行の継続

指定地周辺では排水設備が整備されたことによって、指定地の滞水条件が大きく変容した。そうした中で、「保護増殖実験調査」の際に、希少植物の増殖実験調査の一環として、荒木田土採掘跡を掘り下げて雨水が停滞する湿地の造成が、第2次指定地において試行された。この部分は、現在

も小池状の窪地として残されている。また、第1次指定地E区内でも、荒木田土採土跡が窪地として残されている。これらの窪地では、比較的湿潤な状態が保たれている。指定地内における既存の湿地環境復原試行個所として、これらを維持すると共に、植生の状況を踏まえつつ、「保護増殖実験調査」において計画された掘り下げを再開するなど、湿地環境復原試行の継続を検討する。

## 2) 湿地環境復原の検討

そうした既存の取組みの継続と共に、湿性植物生育環境を保全するには、指定地の湿地環境の計画的復原も検討する必要がある。その方法としては、地表水の滞留環境の人為的創出と、指定地への人為的給水がある。過去には、後者の方法として、スプリンクラーによる散水方式での指定地への給水が実施されたこともある。そうした取組みの評価を定めた上で、湿地環境復原に向けた検討とそれを踏まえた取組みを進める必要がある。

## 4 モニタリングの実施

### 1) サクラソウ等の生育状況、植物相調査

1965年以来、第一次指定地内の11か所の調査枠において、サクラソウの株数調査を継続している。また、1963年以来、植物相調査を継続して実施し、指定地に現生する全分類種を記録している。これらによっては、自生地を構成する重要な植物種であるサクラソウの個体数の推移をはじめ、指定地の植生に関するデータが蓄積されている。指定地に生じた問題点をいち早く把握し、状況に即応・順応した保全管理を実現するために、今後もこれらの調査を継続し、植生の状態を把握・記録する。

### 2) 植生の面的・地理的分布状態の調査

これまでに指定地では、1984年、1985年、2012年の3回、群落分布調査が実施されてきた。但し、そこでの調査方法はそれぞれ異なっており、またその実施間隔も不均一である。このため、経年的変化のあり方を把握するには、限界も大きい。今後は、群落分布調査等を定期的実施することで、植生の状態を面的・地理的に把握・記録化し、植生の動的把握に努める。

### 3) 水環境・土壌環境等の調査

湿性植物の生育に適した環境に生じる変化を的確に把握するために、指定地の水環境（地下水位）や土壌環境（土壌含水量など）の調査を定期的実施する。

## 5 緩衝帯

周辺の開発、公園などの整備に伴い、指定地に接して多くの施設が存在する。その一部は、乾燥化を促進するなどして、指定地の植生に少なからず影響を及ぼしている可能性が高い。指定地の環境を維持するために、周辺100mの範囲を緩衝帯と位置付け、指定地環境の影響の抑制・低減化を進める。

## 6 維持・拡充する要素

### 1) 湿地景観

ハンノキ林や竹林は、湿地環境に形成されていた樹林等であり、指定地の湿地景観保全の上では重要な要素である。これらについては、指定地の保全に影響を及ぼさない範囲で、既存のものを維持することを原則とする。

## 7 付加が必要な要素

1) 湿地環境の維持機能 湿潤な状態が失われて行く周辺環境と指定地との間の緩衝帯としての機能と、指定地の湿地環境を維持・復原するための機能が本地区には求められる。具体的には、雨

水を貯留するための貯水池やそれを指定地に配水するための水路、湿地環境を復元・再生したビオトープ等がある。

## 8 抑制・低減化が必要な要素

### 1) 指定地に近接して植樹された樹木／非透水性の舗装／地表水の滞留を妨げる排水設備／指定地に近接する駐車場

桜草公園の整備に伴い設けられたこれらの要素は、指定地の湿性草原としての景観を損ない、或いは乾燥化を促進するなどして、指定地の植生に影響を及ぼしている可能性が高い。指定地が今見舞われている危機を脱し、指定地の価値を保全するためには、これらを抑制・低減化し、自生地の湿地環境再生に必要な周辺環境を回復する必要がある。

## 9 鴨川による浸食と地下水位の低下

指定地の東辺は流路変更によって鴨川の攻撃面となり、指定地辺縁部の浸食・崩壊が懸念される場所である。また、鴨川の浚渫掘削により、地下水面の低下、地下水の流出が生じている。浸食による指定地の消失から指定地を守るために、鴨川の護岸等の浸食と地下水位低下の抑制のための措置が必要である。

## 10 観察路

### 1) 保存地区としての取り扱い

管理・活用のための通行と植生の保全とが調和した管理を図る。また、歩行者以外の車両等（車いす、乳母車等は除く）の通行や、動植物の持込みは認めない。

### 2) 厳正保全地区との区分の明確化

厳正保存地区との区分を明確化するために、囲柵等を適切に維持管理する。

### 3) 通行設備の整備

踏み固めによる土壌環境の変化や植生の分断を緩和するために、設備整備を検討する。その際、通行者の安全対策等にも配慮する。

## 11 制限事項

指定地の現状を変更する行為は認めない。指定地の現状を変更する行為には、地区内への立ち入り、動植物の搬入・搬出、工作物の設置、その他指定地の土地及び植生の現状を改変する行為がある。但し、指定地の管理者が実施する、植生とその生育環境を保全管理及び把握するための作業はその限りではない。また、既存の工作物の改修等については、必要性を十分検討した上で、実施し、そのための立ち入りも認めることとする。その他必要が生じた事項については、専門家の意見を徴すると共に、必要に応じて文化庁及び埼玉県教育委員会の指導・助言によって取扱いの方向性を決することとする。

## 12 管理機能

指定地の植生保全・管理のための用具等の保管場所や、除去植物等の一時保管場所は、桜草公園管理部局の協力によって、指定地近傍の公園内に設置してある。今後もそれらを維持すると共に、必要に応じて拡充を図ることとする。





第VI-3図 管理区分



## VI-3 保存管理の体制

### 1 指定地の管理

さいたま市は、史跡名勝天然記念物の所在する市の地方公共団体であるとともに、指定地全域の土地所有者でもあり、特別天然記念物所在市としての文化財保護法上の責務と共に、指定地の所有者としての文化財保護法上の責務の双方を追っている。

指定地の保全に権限を有する埼玉県教育委員会及び文化庁との密接な連携が不可欠であり、この点で、指定地の管理は、さいたま市の文化財保護行政担当部局が所管することを原則とする。同時に上記の責務を果たしていく上では、隣接する管理者であるさいたま市、埼玉県、国土交通省などの連携行動が不可欠である。

さいたま市では、指定地の保全のために桜草公園を整備したことをはじめ、関係部局の連携のもと、指定地の保全に努めているところである。とはいえ、桜草公園が市営の都市公園として市民に定着し、かつ河川区域内に立地し、さらに近接して県道や県営の公園も所在するなど、自然環境の中の一画の保全を図るのとは大きく異なった環境のもとにあることを踏まえれば、市の文化財保護行政担当部局のみで、指定地の保全を全うするのは不可能である。これまで以上に、市の関係部局との連携が必要であることは勿論のこと、近接する公共施設等を所管する他の行政機関の協力を得ることも不可欠である。これら関係機関等が、指定地の現状と課題に関する情報と認識を共有し、連携・協力して対処することは勿論のこと、近接する公共施設等を所管する他の行政機関の協力を得ることも不可欠である。これら関係機関等が、指定地の現状と課題に関する情報と認識を共有し、連携・協力して対処する関係を維持・強化する必要がある。

さらに、広域にわたる指定地の保存管理をよりきめ細やかに実施して行く上では、市民の理解と協力が不可欠であり、さらに進んで市民との協働の取組みも重要である。

### 2 植生の管理

指定地の本質的価値である植生を保全する上では、経常的な管理の実施と、管理の方法や環境整備につながる方針・方向性の決定の二つの局面において、専門家による指導・助言や参画が必要である。

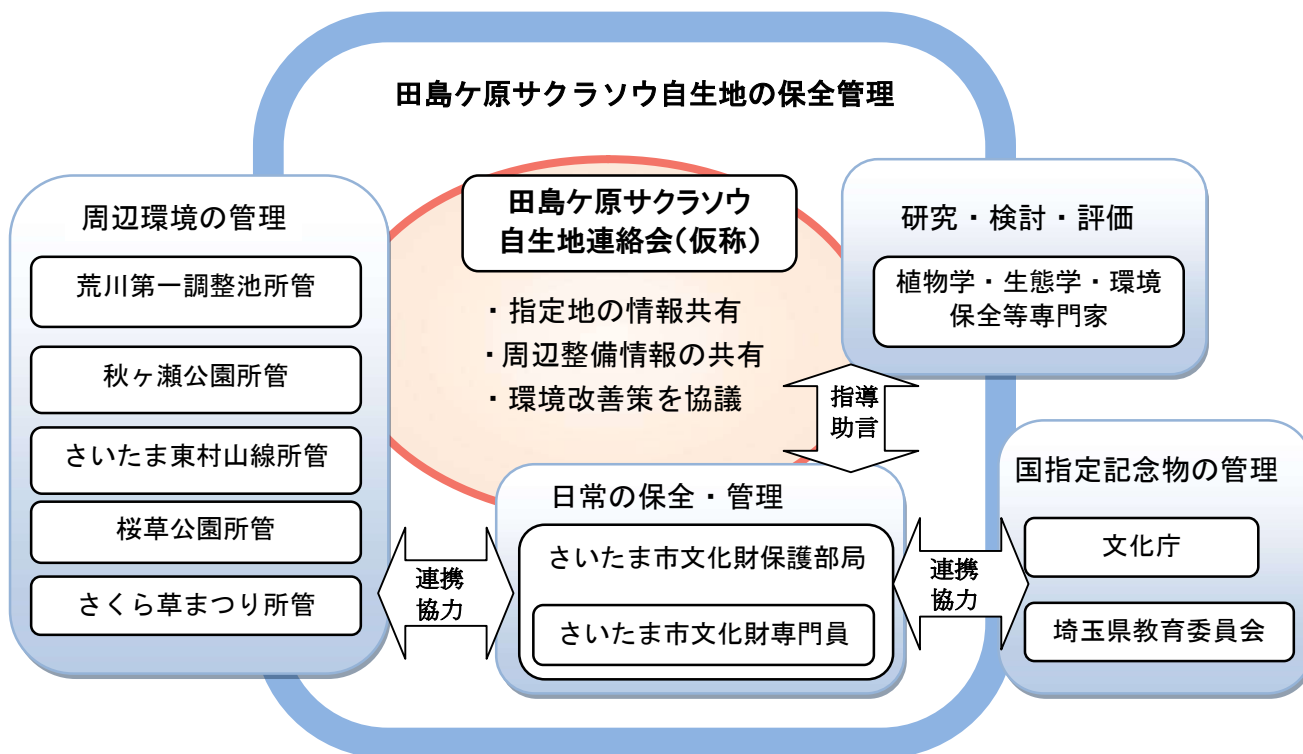
経常的な管理では、植生管理や植生調査等において、現地における対象個体の特定や作業監理に専門家の指導・助言が必要である。総じて、指定地における植生の現状を把握し、本計画に基づく管理を実施して行く上では、専門家の直接的な参画が不可欠である。

これまでの指定地における植生管理においては、さいたま市文化財保護条例に基づく文化財保護専門員に専門家を委嘱し、指導・助言を仰ぎ、さらに植生管理の実務への参画を得て実施して来た。今後の経常的植生管理においても、機動性ときめ細やかさを兼ね備えた実施体制が必要である。

一方、管理方法の決定や、方針・方向性の決定の局面では、多分野にわたる専門家の指導・助言を得て、多方面からの検討を踏まえて適確な決定を行う必要がある。

### 3 連絡調整の場の整備

1における関係機関との連携・協力を進める上では、指定地の現状と課題についての情報と認識の共有を深化させる必要がある。また、イにおける多分野の専門家の指導・助言と方法等決定には、専門家間の協議が必要である。さらに、課題解決のための現実的な方法の検討や、指定地の保全のためのよりよい整備を実効的、継続的に進める上では、周辺環境に関わる関係機関等と専門家との意見交換、連携、協力が必要である。そこで、それらを継続的に実施するための場の整備を図ることとする。



第VI-1図 田島ヶ原サクラソウ自生地の保安全管理体制と連絡調整機構

## VI-4 保存管理の環境整備に向けて

### 1 保存管理の環境整備の基本方針

保存管理計画に示された方針を具体化するために、環境整備を実施する必要がある。そこでは指定地の本質的価値の保全に必要な環境の再生を第一の目標とし、あわせて指定地の公開・活用を進めるのにふさわしい環境の整備を目指すこととする。その際、目標を達成するのに必要な整備を指定地周辺において行う必要がある。

### 2 保存管理の環境整備の進め方

#### 1) 保全環境の再生・創出

前章2の地区区分に即して、そこで示した方策を具体化して行くこととする。その際、既存の設備等の再整備については、田島ヶ原サクラソウ自生地連絡会（仮称）の意見を徴しつつ通常の保存管理の範囲で行うが、現状に大きな変更を生じる措置については、同連絡会において方向性を定めた上で、別途整備委員会等を組織し、計画の策定、実施、評価等に当たることとする。

#### 2) 公開・活用環境の整備

自生地の公開を支える各種の便益施設は、大半を桜草公園の施設によって補完されている。これは、自生地が桜草公園の価値を高め、桜草公園は自生地の保全・活用環境を確保するという、自生地の公有化・桜草公園の設置目的に即した両者の補完関係に基づいている。第一義的にさいたま市が責務を有する両者の補完関係の一層の緊密化を図りながら、他の関係行政機関等との連携のもと、自生地の公開・活用環境の整備を進めていく必要がある。